第12章

民主主義はなぜ性的少数者を保護しないのか? —民主主義と寛容性の交互作用の観点から—

加藤 蒼貴

要約

現在、性的少数者の権利保護への関心が高まっており、そのような権利保護の要因についての研究が進んでいる。しかし、既存研究では、一部の地域に限定した研究が多く、世界規模の研究は少ない。また、民主主義か否かと性的少数者の権利保護との間には関連がないという知見が得られているが、その理由は追及されていない。そこで、本稿では、2017年の性的少数者に対する法的保護状況のデータセットを構築した上で、民主主義指標と、性的少数者に対する寛容度の指標との交互作用項を用いて、民主主義が性的少数者の法的保護に与える影響のメカニズムを検証した。分析結果からは性的少数者への寛容性が高い地域では民主主義の国ほど性的少数者の権利保護が拡充していくが、性的少数者への寛容性が低い地域では、民主主義は権威主義国と同程度に性的少数者の権利保護に消極的になることが明らかとなった。性的少数者の法的保護の拡充の上で、性的少数者への寛容性が高い国では、民主化を進めることが重要であるが、性的少数者への寛容性が低い国では、性的少数者への偏見を是正するとともに、国際的な圧力によって権利保護を訴えていくことが重要であると考えられる。

1. はじめに

近年、国際的に性的少数者¹⁶⁶の権利保護が進んでいる。2012 年時点では、世界で 10 ヵ 国のみが同性婚を導入しているに過ぎなかったが、2022 年現在では同性婚導入国数が 31ヵ国となっており、導入ペースは高まっている。また、日本においても、2015 年から自治

¹⁶⁶ 性的少数者とは、同性愛者などの性のあり方が一般的なものとは違った人を指し、しば しば LGBT と表記される。LGBT はそれぞれ Lesbian (女性同性愛者)、Gay (男性同性愛 者)、Bisexual (両性愛者)、Transgender (性自認が生物学的な性別と異なる人)の頭文字で ある。また、LGBT に Queer (性的少数者又は LGBT に当てはまらない性的少数者)と Questioning (性自認や性的指向が定まっていない人)を加えた LGBTQ、Intersex (身体的 な性が一般に定められている男性や女性に当てはまらない人)を加えて LGBTI と表記する こともある (cf. 齊藤 2019)。https://tokyorainbowpride.com/lgbt/ (2022 年 11 月 17 日)。

体におけるパートナーシップ制度が導入され、2021年3月には同性婚を認めないことは法の下の平等を定める憲法14条1項に反するという判決が札幌地方裁判所で下されるなど、性的少数者に対する関心や理解が徐々に増えつつある¹⁶⁷。

確かに国際的には、同性婚合法化を中心に、性的少数者の権利を保護する法制度が広まりはじめているが、世界全体を見てもそのような制度が一般に浸透しているとまでは言えない。例えば、同性婚合法化の導入ペースは高まっているものの、未だ世界全体の2割の国が導入しているにすぎない168。また、一部の国や地域では、依然として同性愛が懲役刑や死刑などの厳罰の対象となっている。

既存研究では、このような性的少数者の法的保護が拡充する要因がいくつか指摘されている。Ayoub (2015) は、EU 加盟国内で性的少数者の権利保護が普及する要素として、国際的な LGBT 権利保護団体の存在が影響を与えることを示唆している。また、Helfer and Voeten (2013) では、欧州裁判所の判決が性的少数者の法的保護の拡充に正の影響があることが明らかになっている。

このように、性的少数者の権利保護の規定要因の研究が進んでいるが、既存研究にはいくつかの課題が指摘できる。第一に、既存研究は一部の地域の観察が中心で、地域横断的なデータは用いられていない研究が多い。一部の地域に事例を限定することで、政治体制や宗教的要因などの地域的な偏りのある要因を考慮できない問題がある。例えば、EUを分析対象とすると(Ayoub 2015)、民主主義体制と非民主主義体制の比較が難しく「169、イスラム教などの性的少数者の権利保護と負の関連(e.g. Asal et al. 2013)を持つ宗教的背景のある国での知見の一般化可能性にも留保が置かれることになるだろう。第二に、政治体制が性的少数者の権利保護に影響を与えるメカニズムについては疑問が残されている。例えば、民主主義体制の国であれば、市民的自由が保障されやすく、性的少数者の自由も尊重されやすいと思われるが、既存研究では民主主義の影響は負に有意や統計的に関連がないなど、解釈が難しい結果が出ており(Asal et al. 2013; Ayoub 2015)、それらの理論的な説明も少ない。

上記の問題意識から、本稿は、既存研究ではメカニズムが定かでない民主主義体制の影響に着目し、2017年の36ヵ国の性的少数者に対する法的保護状況のデータセットを構築した上で、民主主義が性的少数者に対する法的保護を進める(進めない)メカニズムを理論的・実証的に明らかにする。本稿は、民主主義の特徴を市民の選好が政策決定に反映される政治体制と捉え、性的少数者に対する寛容度が低い場合には、そのような市民の選好が法的保護の拡充を阻害することを主張する。分析結果からは、民主主義は単独では性的少数者の法的保護と関連はなく、性的少数者への寛容性が高い地域でのみ、法的保護の拡充を進めることが明らかになった。

年 10 月 31 日)。

¹⁶⁷ 札幌地判令和 3 年 3 月 17 日裁判所 HP 参照 (平成 31 年 (ワ) 267 号)。

¹⁶⁸ http://emajapan.org/promssm/world (2022年10月27日)。

http://emajapan.org/promssm/world (2022 + 10 / 27 Hz).
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A12016M049 (2022

続く第2節では、既存研究で指摘されている性的少数者の権利保護の規定要因を整理し、 第3節では民主主義が性的少数者に対する法的保護を拡充するメカニズムについて、性的 少数者への寛容性に着目した理論仮説を導出する。第4節では本稿の理論仮説を検証する ためのデータと分析手法について説明を行い、第5節では分析結果の議論を行う。最後に、 第6節では議論によって得た知見をもとに、性的少数者への法的保護を進めるための示唆 を提示したい。

2. 先行研究

2-1. 性的少数者の権利保護の規定要因

性的少数者の権利保護の規定要因について、既存研究の知見の整理を行う。まず、第一に、国際的な組織の影響が指摘されている。たとえば、EU 加盟国内では、EU という地域連合そのものが作用し、性的少数者への法的保護が進むことが示唆されている (Ayoub 2015; Swimelar 2017)。加えて、欧州裁判所の判決 (Helfer and Voeten 2013) や国家をまたぐLGBT 団体の存在 (Ayoub 2015) も性的少数者の権利保護に影響を与えると示唆される。また、性的少数者の権利保護を阻害するような規定要因としては、Asal et al. (2013) は、コモンローの国では、性的少数者に否定的な判決基準が参照されるため、性的少数者のための法制度の採択数が減少することを明らかにしている。

驚くべき知見の一つは、性的少数者の権利保護と民主主義の水準との間には強い関連がないというものである。Ayoub (2015) は EU12 カ国の比較では、民主主義の水準と性的少数者の権利保護との間にはむしろ負の相関があり、新規加盟国を含めると統計的に有意な関連が失われるという結果を報告している。また、Asal et al. (2013) では、民主主義国ほど、同性愛行為の合法化のタイミングは早いが、横断的な比較では民主主義の水準は合法化と統計的に有意な関連がないとされる。

上記のように、性的少数者の権利保護の規定要因について、研究の蓄積があるが、本稿が注目する民主主義と性的少数者の法的保護との関連については一貫した関連がないか、ときに負の関連すらあるという直感に反する結果も得られている。そこで、本稿では、民主主義がなぜ性的少数者の権利を保護しない場合があるのかという問題を考えたい。

2-2. 性的少数者に対する寛容性の影響と要因

このような民主主義と性的少数者の権利保護との奇妙な関係を説明する鍵として、市民の文化的要因があるかもしれない。まず、性的少数者に対する寛容性については、宗教的要因の影響が強いことが明らかとなっている。例えば、イスラム教は性的少数者に対して否定

的であり (Hooghe et al. 2010)、実際にイスラム教徒が多い国では同性愛行為が非合法化されている可能性が高い (Asal et al. 2013)。イスラム教が性的少数者の権利保護を阻害する原因として、クルアーンの逸話を同性愛禁止と捉えていることが考えられる (大形 2019) 170 。また、聖書やコーランなどを第一とする宗教的原理主義的な傾向を持つ人物は、性的少数者に対して寛容でないことも示唆されている (Laythe et al. 2002; Sherkat et al. 2011)。

一方、宗教的要因によらない性的少数者の寛容性の問題もある。Andersen and Fetner (2008)では、民主主義国 35 ヵ国の同性愛への寛容性について、国民所得の不平等が拡大するにつれて、同性愛への許容度が低下することが示されている。また、Sherkat et al. (2011)では、アメリカ国内において、共和党支持者や保守派は同性婚に反対しやすいことが明らかとなっており、性的少数者への寛容性が低いことがうかがえる。加えて、Brewer (2003)は、平和主義者は性的少数者の権利を保護する政策を支持しやすく、性的少数者に対して寛容であるという。

次節では、このような性的少数者に対する寛容性の違いが、民主主義が「民主的に」性的 少数者の権利保護を抑制する可能性を主張する。

3. 理論仮説

3-1. 性的少数者に対する寛容度と民主主義

一般市民が主権者となる民主主義は、市民の自由との関わりが深い政治体制である¹⁷¹。しかし、既存研究では、民主主義体制の国ほど、性的少数者の権利保護が進むという一貫した結果は得られていない。

本稿は、このような問いに対して、性的少数者に対する寛容性が背後で影響することを主張する。性的少数者への寛容性は国によって違いがあり、必ずしも民主主義体制と結びついているものではない。例えば、セルビアは民主主義国であるが、性的少数者に対する寛容度が低い172。民主主義国では、民主主義の水準が高まるほど、一般市民の政策選好が政策決定に反映されやすいため(e.g. Acemoglu et al. 2015)、性的少数者への寛容性が低い社会では、民主的なプロセスを通じて、有権者の性的少数者に対する寛容度の低さが性的少数者の権利拡充を阻害するという状況が生まれるのではないかと考えられる。

上記のメカニズムが機能する場合、性的少数者への寛容性の違いによって、民主主義の水

¹⁷⁰ しかし、一部ではあるがこのクルアーンの逸話を同性愛禁止だと捉えないイスラム学者も存在する (cf. 大形 2019)。

¹⁷¹ https://freedomhouse.org/about-us (2022年11月17日)。

http://en.gsa.org.rs/wp-content/uploads/2012/08/Research-Prejudices-Exposed-2010 -GSA.pdf (2022 年 11 月 17 日)。

準が性的少数者の法的保護に与える影響が異なると推察される。具体的には、民主主義国では、性的少数者への寛容性が高いほど、性的少数者への権利拡充が進むが、寛容性が低い場合には、権利拡充が進まない。したがって、以下の仮説が導出できる。

仮説1 性的少数者への寛容性が高い場合のみ、民主主義体制であることが性的少数 者の権利保護を促進する。

3-2. その他の要因

その他の要因として、いくつかの統制変数を考慮する。第一に、選挙制度の影響がある。 選挙制度は、大きく多数代表制と比例代表とに分類されるが、このうち比例代表制は、少数 派の代表に重点を置いた選挙制度であり(Norris 1997)、市民の政治的有効性感が高まり投 票率が向上することもあって(Karp and Banducci 2008)、多数代表制に比べて、少数派の 意見が取り入れられやすいと考えられる。よって、選挙制度に比例代表制を採用している国 はそれ以外の国と比べて、性的少数者の意見が反映されやすく、性的少数者の権利保護が進 んでいるだろう。第二に国際機関の影響がある。Ayoub(2015)や Swimelar(2017)では、 EU という地域連合への加盟が性的少数者の法制度導入に正の影響を与えることが明らか となっている。最後に、前節で述べた通り、イスラム教国は性的少数者に対する法制度の採 択状況に対して負の影響を与えることが示唆されている(Asal et al. 2013)。以上の三つの 要因は、その影響に一定の関心があるものとして統制変数に投入する。

4. データと方法

4-1. データ

上記の理論仮説を検証するために、2017年の性的少数者に対する法的保護状況、民主主義指標、性的少数者に対する寛容度を集約したデータセットを構築した。頑健性の確認のため、民主主義指標はPolity 5 と Freedom House の2種類のデータを用い¹⁷³、二通りの分析を実施した。分析対象国はデータセット内で欠損値が確認されなかった国で、Polity 5 の民主主義指標を用いた分析では35ヵ国、Freedom Houseの民主主義指標を用いた分析では36ヵ国が含まれる。

従属変数には、「The International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association」のサイト¹⁷⁴に基づき、性的少数者に対する法的保護状況のデータを用いた。

^{173 2} 種類の民主主義指標は既存研究から選定した (cf. Asal et al. 2013; Ayoub 2015)。

¹⁷⁴ https://ilga.org/ (2022 年 10 月 27 日)。

この変数では、性的少数者に対する法的保護の状況を三段階で捉え、同性愛について、同性婚またはそれに近い制度を導入している国を3、同性婚やそれに近い制度がない国を2、同性愛が懲罰となる国を1とした。

次に理論的に関心のある独立変数として、性的少数者に対する寛容度を用いた。性的少数者に対する寛容度は、World Values Survey (世界価値観調査)のデータ¹⁷⁵に基づき作成した。World Values Survey は、世界各国の市民を対象とした国際比較調査であり、各国の個人の価値観を知ることができる。性的少数者に対する寛容度のデータを構築する上で、World Values Surveyの二つの設問を用いた。第一の設問は「同性愛について、それが常に正当化されると思うか、決して正当化されないと思うか」であり、1 から 10 までの 10 段階で評価する。数値が高ければ高いほど正当化の度合いが高い。この設問は、石原(2012)も同性愛の寛容性を測る尺度として用いている。第二の設問は「隣人に同性愛者がいたら嫌か」である。この設問では、隣人に同性愛者がいることについて、嫌であれば 1、嫌でなければ 2 を選択する。以上の 2 つの設問の回答結果を各国の回答者で平均し、その値を分析対象国全体で標準化¹⁷⁶した後、両設問の標準得点の平均値を性的少数者に対する寛容度とした。ただし、一方の設問のみしか尋ねられていない国では、その設問の標準得点を用いる。

加えて、同じく理論的に関心のある独立変数として、民主主義指標を用いる。民主主義指標は、頑健性の確認のため、2種類のデータを用いた。第一に Polity 5 の民主主義指標である (以下、民主主義指標 (Polity))177。民主主義指標 (Polity) は 0 から 10 の 11 段階で制度 化された民主主義の度合いから同じく 0 から 10 の 11 段階で制度化された権威主義の度合いの値を引いた・10 から 10 の 21 段階で示される値である。第二に、Freedom House の民主主義指標である (以下、民主主義指標 (FH))178。民主主義指標 (FH) は 7 つの項目の点数からできており、選挙プロセス、政治多元性と参加、政府の機能、表現と信仰の自由、団体や組織の権利、法の支配、個人の自律性と個人の権利が含まれる。各項目の点数はそれぞれ、12点、16点、12点、16点、12点、16点、16点満点で評価されている。

その他の統制変数として、選挙制度・国際機関・宗教的要因・経済規模を投入する。選挙制度の要因として、比例代表制ダミーは IDEA のデータを基に作成した 179 。比例代表制を導入している国を 1 、そうではない国を 0 とした。また、国際機関の要因として、EU 加盟国ダミーは EU の公式サイトに基に作成した 180 。 2 017年までに EU に加盟している国を 1 、それ以外の国を 0 2 とした。さらに、宗教的要因としてイスラム教ダミーを CIA の「The World

¹⁷⁵ https://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp (2022 年 10 月 27 日)。

^{176 1} つ目の設問が 10 段階、2 つ目の設問が 2 段階で尺度に違いが生じているため、標準化を行い、尺度を統一している。

 $^{^{177}}$ https://www.systemicpeace.org/polityproject.html (2022年11月5日)。

¹⁷⁸ https://freedomhouse.org/ (2022 年 10 月 27 日)。

¹⁷⁹ https://www.idea.int/ (2022 年 11 月 5 日)。

¹⁸⁰ https://european-union.europa.eu/index_en (2022 年 10 月 27 日)。

Fact Book」のサイトの情報を基に作成した 181 。イスラム教徒が過半数を超えている国を 1、それ以外を 0 とした。最後に、国家の経済規模を統制するため、World Bank Data から一人当たり GDP のデータを収集した 182 。一人当たり GDP は自然対数化して分析に用いる。

表 1 変数説明

| 変数名 | 変数説明 | 出典 |
|-----------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 性的少数者の法的保護状況 | 同性婚またはそれに近い制度を導入している | International Lesbian, |
| | 国を3、同性婚やそれに近い制度がない国を | Gay, Bisexual, Trans and |
| | 2、同性愛が懲罰となる国を1と三段階で示し | Intersex Association |
| | た値。 | |
| 性的少数者に対する寛容 | | • |
| 度 | で平均し、その値を分析対象国全体で標準化 | |
| | した後、両設問の標準得点を平均した値。 | |
| | 1. 同性愛について、それが常に正当化される | |
| | と思うか、決して正当化されないと思うか。 | |
| | 2. 隣人に同性愛者がいたら嫌か。 | D. W |
| 民主主義指標 (Polity) | 0から10の11段階で制度化された民主主義の | Polity 5 |
| | 度合いから同じく0から10の11段階で制度化 | |
| | された権威主義の度合いの値を引いた-10か | |
| | ら10の21段階で示される値。 | B 1 II |
| 民主主義指標 (FH) | 選挙プロセス、政治多元性と参加、政府の機 | Freedom House |
| | 能、表現と信仰の自由、団体や組織の権利、 | |
| | 法の支配、個人の自律性と個人の権利の7つの項目の点数から成り立つ指標。 | |
| 比例代表制ダミー | 2017年までに比例代表制を採用しているか否 | International Idea |
| 尾列代表間グス | かのダミー変数。 | international idea |
| EUダミー | 2017年までにEUに加盟しているか否かのダ | European Union |
| | ミー変数。 | Zaropoun Omon |
| イスラム教ダミー | 国民の多くがイスラム教徒か否かのダミー変 | CIA |
| | 数。 | - |
| 一人当たりGDP | GDP(国内総生産)÷総人口。 | World Bank Data |

表 2 記述統計

| | 観測数 | 平均値 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 | |
|-----------------|-----|------------|------------|-----------|------------|--|
| 性的少数者の法的保護状況 | 36 | 2.0000 | 0.7817 | 1 | 3 | |
| 性的少数者に対する寛容度 | 36 | 0.0000 | 0.9487 | -1.4188 | 2.0493 | |
| 民主主義指標 (Polity) | 36 | 6.3714 | 3.2521 | 0 | 10 | |
| 民主主義指標 (FH) | 36 | 59.4722 | 26.6411 | 13 | 99 | |
| 比例代表制ダミー | 36 | 0.4444 | 0.4969 | 0 | 1 | |
| EUダミー | 36 | 0.1111 | 0.3143 | 0 | 1 | |
| イスラム教ダミー | 36 | 0.3333 | 0.4714 | 0 | 1 | |
| 一人当たりGDP | 36 | 16475.4333 | 17921.0702 | 1235.1890 | 61150.7272 | |

 $^{^{181}}$ https://www.cia.gov/the-world-factbook/ (2022 年 10 月 27 日)。

¹⁸² https://data.worldbank.org/ (2022 年 11 月 5 日)。

4-2. 推定方法

上記の変数を用いて、重回帰分析を実施した。なお、性的少数者の法的保護状況のデータは 2012 年~2017 年までの最大 6 年分のデータセットが揃っていたため、重回帰分析の他に固定効果によるパネルデータ分析を行うという選択肢もあった。しかし、6 年の間で従属変数には大きな変動がなく、固定効果モデルによるパネルデータ分析よりも、単年度の重回帰分析を行う方が適切であると判断した。重回帰分析の結果の解釈では、国ごとの時間的に変動しない異質性の影響を統制できていない点には注意されたい。

5. 分析結果

表 3 は、2017年の性的少数者の法的保護状況について、民主主義指標 (Polity) を用いて 重回帰分析を行った結果である。Model 1・3 では交互作用項を投入しないモデル、Model

表3 性的少数者の法的保護状況の重回帰分析(民主主義指標(Polity))

| | 従属変数 性的少数者の法的保護状況 | | | | | | | |
|---------------------|----------------------|-----|----------|-----|----------|----|----------|---|
| | | | | | | | | |
| | Model 1 | | Model 2 | | Model 3 | | Model 4 | |
| (定数項) | 2.0718 | *** | 1.7594 | *** | 2.3953 | † | 2.2850 | * |
| | (0.1525) | | (0.2083) | | (1.1723) | | (1.0892) | |
| 民主主義指標 (Polity) | -0.0107 | | 0.0202 | | -0.0095 | | 0.0253 | |
| | (0.0230) | | (0.0264) | | (0.0235) | | (0.0264) | |
| 性的少数者に対する寛容度 | 0.6112 | *** | 0.1815 | | 0.5251 | ** | 0.0205 | |
| | (0.1222) | | (0.2363) | | (0.1710) | | (0.2675) | |
| 民主主義指標 (Polity)×寛容度 | | | 0.0554 | * | | | 0.0624 | * |
| | | | (0.0265) | | | | (0.0266) | |
| 比例代表制ダミー | | | | | 0.4194 | * | 0.3109 | † |
| | | | | | (0.1894) | | (0.1818) | |
| EUダミー | | | | | -0.1359 | | -0.2285 | |
| | | | | | (0.3291) | | (0.3081) | |
| イスラム教ダミー | | | | | -0.4887 | † | -0.6223 | * |
| | | | | | (0.2444) | | (0.2339) | |
| log (一人当たりGDP) | | | | | -0.0384 | | -0.0536 | |
| | | | | | (0.1222) | | (0.1137) | |
| 調整済み R^2 | 0.4818 | | 0.5311 | | 0.5406 | | 0.6041 | |
| N | 35 | | 35 | | 35 | | 35 | |

^{(1) ***:} p < 0.001, **: p < 0.01, *: p < 0.05, †: $p < 0.1_{\circ}$

⁽²⁾⁽⁾内は標準誤差。

2・4 では性的少数者に対する寛容度と民主主義指標 (Polity) の交互作用項を投入したモデルを推定している。Model 3 を見ると、寛容度は統計的に有意に正であるが、民主主義指標 (Polity) の係数は統計的に有意でない。既存研究の知見通り、民主主義は必ずしも性的少数者の法的保護を拡充するものではない。

一方、Model 4 を見ると、寛容度と民主主義指標 (Polity) の交互作用項の係数は統計的に有意に正である。つまり、性的少数者に対する寛容度が高まるほど、民主主義が法的保護に与える効果は強まる。仮説 1 に整合的な結果である。

他の統制変数では、イスラム教ダミーが有意に負、比例代表制ダミーが有意に正である。 宗教的要因は性的少数者の権利保護に多大な影響を与えており、比例代表制は少数派の意 見を取り入れやすい選挙制度であることが示唆される。

表 4 は、同様の重回帰分析を、民主主義指標 (FH) を用いて行った結果である。Model 3 では、民主主義指標 (FH) は統計的に有意でなく、各国の自由度に注目した指標でも、自由と性的少数者の権利保護との間に関連がないというのは意外である。一方、Model 4 では、性的少数者に対する寛容度と民主主義指標 (FH) の交互作用項は 10%水準ではある

表 4 性的少数者の法的保護状況の重回帰分析(民主主義指標(FH))

| | 從属変数 | | | | | | | |
|--------------------|--------------|-------------------------|----------|---------|----------|---|----------|---|
| | 性的少数者の法的保護状況 | | | | | | | |
| | Model 1 | Model 1 Model 2 Model 3 | | Model 4 | | | | |
| (定数項) | 1.6192 | *** | 1.4496 | *** | 2.1284 | † | 2.1586 | * |
| | (0.3285) | | (0.3686) | | (1.0550) | | (1.0161) | |
| 民主主義指標 (FH) | 0.0064 | | 0.0076 | | 0.0029 | | 0.0055 | |
| | (0.0053) | | (0.0054) | | (0.0056) | | (0.0056) | |
| 性的少数者に対する寛容度 | 0.4564 | ** | 0.0817 | | 0.4418 | * | -0.2003 | |
| | (0.1488) | | (0.3987) | | (0.1677) | | (0.3899) | |
| 民主主義指標 (FH)×寛容度 | | | 0.0050 | | | | 0.0086 | † |
| | | | (0.0050) | | | | (0.0047) | |
| 比例代表制ダミー | | | | | 0.4109 | * | 0.4205 | * |
| | | | | | (0.1886) | | (0.1817) | |
| EUダミー | | | | | -0.2202 | | -0.3145 | |
| | | | | | (0.3208) | | (0.3133) | |
| イスラム教ダミー | | | | | -0.4851 | * | -0.5794 | * |
| | | | | | (0.2359) | | (0.2330) | |
| log (一人当たりGDP) | | | | | -0.0328 | | -0.0666 | |
| | | | | | (0.1124) | | (0.1098) | |
| 調整済みR ² | 0.5087 | | 0.5091 | | 0.5652 | | 0.5968 | |
| N | 36 | | 36 | | 36 | | 36 | |

⁽¹⁾ ***: p < 0.001, **: p < 0.01, *: p < 0.05, †: p < 0.1_o

⁽²⁾⁽⁾内は標準誤差。

が、正に有意である。寛容度が高い国ほど、民主主義が法的保護を拡充する。

性的少数者に対する寛容度がどのような範囲にある時に民主主義指標が性的少数者の法 的保護に影響するのかを明らかにするために限界効果プロットを作成した。

図1では、各民主主義指標の性的少数者に対する法的保護状況への限界効果とその90%信頼区間を示している。図を見ると、いずれも性的少数者に対する寛容度が1を超えるあたりから、90%信頼区間の下限が0を超えている。すなわち、10%水準で統計的に有意に正になることが分かる。反対に、寛容度が低い国では、民主主義の限界効果は有意でないか、民主主義指標(Polity)では、寛容度が-1を下回ると、統計的に有意に負の関連になる。民主主義度合いが進むと性的少数者への権利保護が進むのは性的少数者に対する寛容度が高い国に限られ、寛容度が低い国ではこのメカニズムが機能しない、あるいは、寛容度が低い国では民主主義国の方が性的少数者の権利保護に消極的な可能性すらあることが分かった。

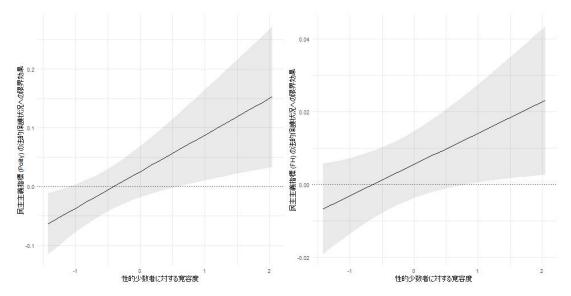


図1 民主主義指標と性的少数者に対する寛容度の限界効果プロット

6. 結論

本稿では、性的少数者に対する法的保護について、性的少数者に対する寛容度と民主主義 指標の交互作用項を用いて、民主主義が性的少数者の法的保護に与える影響のメカニズム を明らかにしてきた。分析結果では、性的少数者の権利保護に民主主義が貢献するのは性的 少数者への寛容性が高い国に限られ、性的少数者への寛容性が低い国では、「民主的に」性 的少数者の権利保護に消極的になっていることが示唆された。

以上の知見から、性的少数者の権利拡充のための提言を考えたい。性的少数者に対する寛容度が高い国では、民主主義の水準を高めることが効果的であるが、性的少数者への寛容性

が低い国では、性的少数者に対する偏見を是正することが必要である。また、既存研究の知 見に依拠すれば、国際的な機関の圧力によって外圧的に法的保護の機運を高めることが重 要であると考えられる。

国際的な機関の圧力が法的保護を拡充した一例として、セルビアの事例がある。セルビアは民主主義国家であるが、性的少数者に対する寛容度が低く、性的少数者の権利保護に消極的な国だったという¹⁸³。しかし、2009年にEU加盟を申請以降、加盟交渉を通じてEUとの関係性を築くことによって、性的少数者の権利拡充が進んだ(Swimelar 2017)。EUのように国際的な機関が性的少数者の権利保護について国際的な圧力を醸成するような取り組みが求められる。

7. 参考文献

石原英樹. 2012.「日本における同性愛に対する寛容性の拡大―「世界価値観調査」から探る メカニズム」『相関社会科学』(22): pp.23-41.

大形里美. 2019. 「インドネシアにおける LGBT 運動を取り巻く状況―LGBT 運動の展開と 近年の対立の構図―」『九州国際大学国際・経済論集』(3): pp.47-78.

齊藤功高. 2019. 「南米における LGBTI の現状と米州人権委員会の活動」 『文教大学国際学部紀要』 30(1): pp.17-49.

Acemoglu, Daron, Naidu, Suresh, Restrepo, Pascual, and James A. Robinson. 2015. "Democracy, Redistribution, and Inequality." Handbook of Income Distribution 2: pp.1885-1966.

Andersen, Robert and Tina Fetner. 2008. "Economic Inequality and Intolerance: Attitudes toward Homosexuality in 35 Democracies." *American Journal of Political Science* 52(4): pp.942-958.

Asal, Victor, Sommer, Udi, and Paul G. Harwood. 2013. "Original Sin: A Cross-National Study of the Legality of Homosexual Acts." *Comparative Political Studies* 46(3): pp.320-351.

Ayoub, Phillip M. 2015. "Contested Norms in New-Adopter States: International Determinants of LGBT Rights Legislation." *European Journal of International Relations* 21(2): pp.293-322.

Brewer, Paul R. 2003. "The Shifting Foundations of Public Opinion about Gay Rights."

-

¹⁸³ セルビアの民主主義指標 (Polity) は 8。EU 加盟申請前の 2008 年では、70%の市民が「私の意見では、同性愛は病気である」という言明に同意しており、EU 加盟申請後の 2010年でも 67%と依然として多い。http://en.gsa.org.rs/wp-content/uploads/2012/08/Research-Prejudices-Exposed-2010-GSA.pdf (2022 年 11 月 17 日)。

- The Journal of Politics 65(4): pp.1208-1220.
- Helfer, Laurence R. and Erik Voeten. 2013. "International Courts as Agents of Legal Change: Evidence from LGBT Rights in Europe." *International Organization* 68(1): pp.77-180.
- Hooghe, Marc, Claes, Ellen, Harell, Allison, Quintelier, Ellen, and Yves Dejaeghere. 2010. "Anti-Gay Sentiment Among Adolescents in Belgium and Canada: A Comparative Investigation into the Role of Gender and Religion." *Journal of Homosexuality* 57(3): pp.384-400.
- Karp, Jeffrey A. and Susan A. Banducci. 2008. "Political Efficacy and Participation in Twenty-Seven Democracies: How Electoral Systems Shape Political Behaviour." British Journal of Political Science 38(2): pp.311-334.
- Laythe, Brian, Finkel, Deborah, and Lee A. Kirkpatrick. 2002. "Predicting Prejudice from Religious Fundamentalism and Right-Wing Authoritarianism: A Multiple-Regression Approach." *Journal For The Scientific Study Of Religion* 40(1): pp.1-10.
- Norris, Pippa. 1997. "Choosing Electoral Systems: Proportional, Majoritarian and Mixed Systems." *International Political Science Review* 18(3): pp.297-312.
- Sherkat, Darren E., Powell-Williams, Melissa, Maddox, Gregory, and Kylan Mattias de Vries. 2011. "Religion, Politics, and Support for Same-Sex Marriage in the United States, 1988-2008." Social Science Research 40(1): pp.167-180.
- Swimelar, Safia. 2017. "The Journey of LGBT Rights: Norm Diffusion and its Challenges in EU Seeking States: Bosnia and Serbia." *Human Rights Quarterly* 39(4): pp.910-942.